

# 申告はお早めに

～申告期限は3月15日(木)です～

所得税、市県民税、個人事業税、贈与税、消費税及び地方消費税の申告が始まります。例年3月に入りますと申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことも予想されます。事前に「申告相談に必要な主なもの」などを整えていただくよう、ご協力をお願いします。

■問合せ 市県民税…市民税課市民税係 (☎23-5114)

所得税・贈与税・消費税及び地方消費税…米子税務署 (☎32-4121)

個人事業税…西部県税事務所課税課 (☎31-9626)

## 申告が必要な方

### ■所得税の確定申告

1 事業所得や不動産所得などがあり、各種所得金額の合計額が配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を超える方

2 給与所得者で

① 給与の年間収入金額が2000万円を超える方

② 給与所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

※20万円を超えない場合でも、市県民税の申告は必要となります。

③ 2か所以上から給与などの支払いを受けている方 など

3 土地や建物などの資産を売却した方

▼「復興特別所得税」欄の記入漏れにご注意ください

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

※本文中の「所得税」とは、所得税および復興特別所得税を表しています。

▼所得税における年金所得者に係る確定申告不要制度について

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

※この場合であっても、医療費控除などにより、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができません。

また、確定申告をしなかった場合でも、次に当てはまる場合は市県民税の申告が必要です。

① 公的年金等に係る雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除など)以外の各種控除の適用を受けるとき。

② 公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき。(公的年金等に係る雑所得以外の所得が給与所得の場合、支払先などから市役所へ支払報告がなされていれば、申告は必要ありません。)

▼確定申告をすれば税金が戻る

多くの給与所得者の所得税は、年末調整によって精算され、改めて申告する必要はありませんが、次のような事由が平成29年中にある方は、申告すれば所

得税が戻る場合があります。

① 火災や震災、風水害、盗難などの被害を受けたとき(雑損控除)

② 病気などで多額の医療費を支払ったとき(医療費控除)

③ 勤めを年の途中でやめて再就職していないとき

④ 都道府県・市区町村への寄附などをしたとき

⑤ 金融機関などから住宅資金を借入れ、家屋の新築、購入または増改築をしたとき

### ■市県民税の申告

平成30年1月1日現在、米子市に住所がある方

ただし、次に該当する方は申告の必要がありません。

① 所得税の確定申告をする方

② 給与所得のみ、もしくは公的年金等に係る所得のみの方で、給与・公的年金等の支払先などから市役所へ支払報告がなされている方 など

※「源泉徴収票」に記載されていない社会保険料の支払をされ、その分の社会保険料控除を追加で受ける場合や、「源泉徴収票」に記載されていない医療費控除などの各種控除を受ける場合は申告が必要です。

### ■個人事業税の申告

所得税の確定申告や市県民税の申告をされた方は、申告の必要はありません。

ただし、年の中途での開・廃業、専従者控除、事業損失や被災事業用資産損失の繰越控除、事業用資産の譲渡損失の控除、事業用の非課税所得などは、確定申告書などに忘れずに記入してください。

### ■贈与税の申告

1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額または受けた利益の価額の合計額が110万円を超える場合には、贈与税の申告と納税が必要です。

相続時精算課税を選択する場合または選択している場合には、贈与を受けた財産の価額または受けた利益の価額にかかわらず贈与税の申告が必要です。

### ■消費税及び地方消費税の申告(消費税及び地方消費税の申告と納付期限は3月31日です。)

個人事業者で申告が必要な方は次のとおりです。

① 平成27年分の課税売上高が1000万円を超える方

② 平成28年1月1日から平成28

年6月30日までの課税売上高が1000万円を超える方、または給与等支払額が1000万円を超える方  
 ③平成27年分の課税売上高が1000万円以下で平成28年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方

## 申告相談に必要な主なもの

- ① 昨年申告された方 昨年の申告書の控え(コピー)
  - ② 市役所や税務署から、申告書や申告のご案内を送りしている方 その申告書やご案内の文書
  - ③ 印章(スタンプ印以外のもの)
  - ④ 給与・公的年金などのある方 「源泉徴収票」
  - ⑤ 個人年金や講演料などの雑所得、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などの一時所得がある方 その支払の明細がわかるもの(支払調書など)
  - ⑥ 事業所得のある方 「収支内訳書」または「青色申告決算書」
- ※「収支内訳書」と「青色申告決算書」の用紙は米子税務署で配布していますので、事前に必要な方はご利用願います。なお、国税庁ホームページで作成することもできます。

- ⑦ 雑損控除を受ける方 「災害を受けた資産の明細書」、「り災証明書」、「工事費の見積書、領収書」など
- ⑧ 医療費控除を受ける方 「支払った医療費の領収書」、「保険などで補てんされる金額の明細書」「医療費控除の明細書」「医療費通知」など。(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- ⑨ 国民健康保険料などの社会保険料の支払いがある方 その金額のわかるもの
- ⑩ 国民年金保険料の支払いがある方 「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」(申告書への添付が必要となります。)
- ⑪ 生命保険料控除を受ける方 「支払保険料等の証明書」
- ⑫ 地震保険料控除を受ける方 「支払保険料等の証明書」
- ⑬ 寄附金(税額)控除を受ける方 「寄附金の領収書、証明書」など
- ⑭ 本人、控除対象配偶者および扶養親族(16歳未満の方を含む。)で障害者控除を受ける方 「身体障害者手帳」、「療育手帳」など

- ⑮ 還付される税金のある方 通帳など預貯金口座のわかるもの
  - ⑯ マイナンバー(個人番号)に係る次のA、Bのいずれか
    - A マイナンバーカード
    - B 番号確認書類(注1)と身元確認書類(注2)
- (注1)本人の番号確認書類の例  
通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(個人番号の記載があるものに限ります。など)のうちいずれか1つ
- (注2)本人の身元確認書類の例  
運転免許証、健康保険証、パスポート(旅券)、在留カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、国民年金手帳 などのうちいずれか1つ
- ※④～⑥以外の所得がある方、⑦～⑭以外の控除を受ける方の必要な書類につきましては、次のとおりお問い合わせください。
- 所得税の確定申告をされる方：  
米子税務署  
市県民税の申告をされる方：  
市民税課市民税係

## 確定申告書の作成・提出はe-Taxまたは郵送等で！

申告書はご自身で作成され、「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」または郵送等により提出されることをお勧めします。

○国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくことにより、画面の案内に従って金額を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができます。

※「給与・年金専用」の申告書作成画面があり、初めての方でも操作しやすい画面となっています。ぜひご利用ください。

▼国税庁ホームページ  
http://www.nta.go.jp

○e-Taxを利用すれば、自宅やオフィスからインターネットを利用して国税に関する各種手続ができます。

なお、3月15日(木)までは24時間ご利用いただけます。

▼e-Taxホームページ  
http://www.e-tax.nta.go.jp

※ご利用に当たっては、事前に手続・準備が必要です。

## 申告会場・期間

申告会場および期間(土、日を除く)は次のとおりです。  
 会場設営期間中は米子市役所、米子税務署では申告相談を実施していません。

■米子コンベンションセンター(ビッグシップ)  
 期間 2月16日(金)～3月15日(木)  
 場所 2階国際会議室  
 ※米子税務署との合同受付で、受付時間は午前9時～午後4時です。

※なお、米子税務署では2月15日(木)以前は申告会場を設けませんが、郵送・窓口提出は受け付けます。

## 税の無料相談

中国税理士会米子支部の税理士による「税の無料相談」が開催されます。税金に関することなら何でもご相談ください。

- とき 2月18日(日) 午前10時～午後4時
- ところ 米子コンベンションセンター3階 第3会議室
- 問合せ 中国税理士会米子支部 (☎32-4795)